

【重要事項説明書】

1、事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 チーム YMBT
代表者役職・氏名	理事長 徳永 路哉
法人本部所在地	京都府八幡市男山金振1 4 番地 1
電話番号	0 7 5－9 8 2－8 0 0 0
F A X	0 7 5－9 8 2－8 8 9 9

2、事業所の概要

(1) 事業所の名称・指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ホームヘルパーステーションやまばと
所在地	京都府八幡市男山金振2 4 番地 1
介護保険指定番号	2 6 7 2 9 0 0 0 1 2
サービスを提供する地域	八幡市及び枚方市楠葉、船橋、東山、高野道

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務の内容
管 理 者	介護福祉士	1 名		・業務の総括
サービス提供責任者	介護福祉士	3 名 以上		・相談 ・ヘルパーの派遣調整 ・関係者との連携
従 業 者	訪問介護員	5 名以上 (常勤換算 2.5 名以上)		・日常生活の把握 ・適切な支援、介助

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	原則として月曜日から土曜日とする
営業時間	午前8時00分～午後7時30分

3、サービス内容

(1) 身体介護中心型の介助

食事の介助
入浴の介助
衣類着脱の介助
排泄の介助
清拭、洗髪の介助
体位変換の介助
通院等の介助 等

(2) 生活援助中心型の支援

買い物の支援
調理の支援
掃除、整理整頓の支援
洗濯、衣服の補修の支援
薬の受け取り等の支援 等

- (3) 通院等乗降介助
- (4) その他のサービス
介護相談 等

4、指定訪問介護利用料金

八幡市の地域区分が6級地となり、単位の単価が10.42円になります。

(1) 基本料金

介護保険適用の場合は、原則として基本料金の1割です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

また、介護保険適用の場合でも、利用料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合には、一旦介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市（町村）の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

【 料金表 】

時 間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上
身体介護型	163 単位/回	244 単位/回	387 単位/回	567 単位に所要時間 1 時間から計算して 30 分増すごとに 82 単位加算

時 間	20分以上 45分未満	45分以上	通院等乗降介助	1 回につき 97 単位
生活援助型	179 単位/回	220 単位/回		

※基本料金に対して、夜間（午後6時から午後10時）及び早朝（午前6時から午前8時）は25%増し、深夜（午後10時から午前6時）は50%増しとなります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で且つ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

(2) 別途加算料金

特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数×10%
初回加算	200 単位/月
緊急時訪問介護加算	100 単位/回
生活機能向上連携加算	100 単位/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位の 1000 分の 245/月

*緊急時における対応方針

利用者、家族より居宅サービス計画に位置づけされていない訪問介護（身体介護中心のものに限る）を緊急に利用したいと依頼があれば、サービス提供責任者が当該介護支援専門員と連携を図り支援いたします。

*緊急時連絡先 電話 075-982-8000

*対応可能時間 午前8時30分～午後5時30分

(3) キャンセル料

以下の時間までに、ホームヘルプステーションやまばとに通知することなくサービス
の中止を申し出た際には、一律1,000円のキャンセル料がかかります。

①サービス提供開始予定時間が午前の場合、前日の午後7時30分まで

②サービス提供開始予定時間が午後の場合、当日の午前8時30分まで

尚、キャンセル受付時間は午前8時から午後7時30分とします。

5、介護予防生活支援サービス事業訪問型サービス利用料金

(1) 基本料金

介護保険適用の場合は、原則として基本料金の1割です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

また、介護保険適用の場合でも、利用料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合には、一旦介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市（町村）の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

【 料金表 】

(訪問型サービス費Ⅰ)	<週1回程度の利用が必要な場合> 要支援1 要支援2 1,176単位/月
(訪問型サービス費Ⅱ)	<週2回程度の利用が必要な場合> 要支援1 要支援2 2,349単位/月
(訪問型サービス費Ⅲ)	<(Ⅱ)を越える利用が必要な場合> 要支援2 3,727単位/月

※基本料金に対して、夜間（午後6時から午後10時）及び早朝（午前6時から午前8時）
は25%増し、深夜（午後10時から午前6時）は50%増しとなります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の
介護予防ケアマネジメント計画に定められた目安の時間を基準とします。

(2) 別途加算料金

初回加算	200単位/月
生活機能向上連携加算	100単位/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位の1000分の245/月

6、支払方法

支払方法は、お届けされる銀行口座から自動振替します。

(1) ゆうちょ銀行

利用料金は、利用者又はその家族の定めた口座から翌月26日（休みの場合は翌日）に
請求金額を自動振替します。

(2) 銀行や信用金庫等

利用料金は、利用者又はその家族の定めた口座から翌月27日（休みの場合は翌日）に
請求金額を自動振替します。

7、緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所等にも連絡をいたします。

8、事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防ケアマネジメント計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に連絡を行ないます。

9、個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※ 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

主 治 医	主治医氏名		
	連 絡 先		
緊急連絡先	①	氏 名	
		住 所	
		電話番号	
	②	氏 名	
		住 所	
		電話番号	

10、ハラスメント対策

※事業所は、利用者及びその家族からハラスメントがあった場合迅速かつ適正に対応します。

(1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。

例：コップを投げつける。たたく。唾を吐く。

(2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為。

例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。暴言。誹謗中傷。

(3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的いやがらせ行為。

例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。

このような行為があった場合には、関係機関へ連絡、相談の上、契約を解除する場合があります。

1 1、虐待防止の措置

(1) 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ①虐待を防止するため従事者に対しする研修の実施。
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- ③その他虐待防止に必要な措置

(2) サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかに市町村に通報します。

1 2、業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 3、その他

- (1) サービス利用開始前に、介護保険被保険者証を提示してください。
- (2) 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。又、外出支援等にかかる交通費も同様です。
- (3) 買い物、調理、掃除、洗濯等の家事支援は、可能な限りご要望に基づいて支援させていただきますが、健康管理や身体上、あるいは過度なこだわり等については、ご要望にお応えできかねますのでご了承ください。

1 4、サービスに関する相談苦情窓口

(1) 当ステーション相談苦情

担当 石橋 京子 / 責任者 中村 文
電話 075-982-8000 FAX 075-982-8899
対応時間 8:30~17:30

(2) 八幡市役所 高齢介護課	075-983-1111	対応時間	8:30~17:00
枚方市役所 高齢社会室	072-841-1221	対応時間	8:30~17:00
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090	対応時間	8:30~17:00

1 5、提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施状況の有無	有り
実施した直近の年月日	令和元年5月23日
実施した評価機関の名称	きょうと介護保険にかかわる会
評価結果の開示状況	京都介護・福祉サービス第三者評価 (https://kyoto-hyoka.jp) ホームページにて公開

令和 年 月 日

指定訪問介護、介護予防生活支援サービス事業訪問型サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面を交付の上、重要事項の説明を行いました。

事業者

<所在地> 京都府八幡市男山金振24番地1

<名称> ホームヘルパーステーションやまばと

<代表者> 管理者 中村 文

<説明者> ホームヘルパーステーションやまばと
氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問介護、介護予防生活支援サービス事業訪問型サービスについての重要事項の説明を受けその内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者

<住所>

<氏名>

(代理人)

<住所>

<氏名>